

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年7月7日

宮古空港・航空路監視レーダー事務所長
三上 真一郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本作業は、SSR装置(SSR-09A型)の運用を確実に実施するために、装置の性能が各々の規格を満足し、装置全体が正常に動作するようSSR装置の定期整備部品のオーバーホール作業を行う作業である。

下記の応募要件を満たし、本作業の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本作業に必要な要件を有している法人等(以下「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、複数者による見積合わせへ移行する。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度 宮古島SSR方位信号発生器交換その他作業
- (2) 業 務 内 容 SSR装置のSSR装置の定期整備部品のオーバーホール作業
- (3) 履 行 期 間 契約締結の翌平日 ～ 令和8年3月19日

3. 業務目的

本作業は、宮古島SSR装置(SSR-09A型)の性能を満足させるため、主空中線に実装中の定期整備部品の交換、機器調整及び保管中の定期整備部品のオーバーホール作業を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- [1] 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- [2] 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- [3] 大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付 空経第386号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- [4] 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- [5] 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

[6] 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[7] 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 本作業に必要となる技術等に関する要件

[1] 本作業をするために必要な、当該装置の製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることができること。詳細は公募説明書による。

(3) 業務実施体制に関する要件

契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

実施体制(人員構成、責任者、品質管理体制)を明示できること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里1657-236

国土交通省 大阪航空局 宮古空港・航空路監視レーダー事務所 管理課

(TEL)0980-72-3198

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年7月7日 から 令和7年8月4日 まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年8月5日 午後2時まで (1)に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(4) 詳細は説明書による。